

平成25年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: 河川砂防課
 担当名: 計画調査担当
 内線: 5162

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B27	直轄治水事業費負担金			一般会計	土木費	河川費	河川改良費	直轄治水事業費負担金		
事業期間	昭和34年度～	根拠法令	河川法第60条			戦略項目				
					分野施策	010503 治水・治山対策の推進				
1 事業概要 直轄河川の改修や多目的ダムの建設等により、治水安全度を高め、水害から県民生活を守るため、国土交通省及び水資源機構が施行する治水事業に対する負担金を支出する。 国の内定に伴う減額 (1) 直轄事業費負担金 1,135,823千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 目的 国土交通省及び水資源機構が施行する治水事業に対する負担金 イ 必要性 本県で管理する河川は、利根川・荒川・江戸川などの直轄河川に排出先を依存している。そのため、直轄事業の推進は本県の水害への安全度を高める観点から極めて重要である。 ウ 主な事業 河川改修(首都圏氾濫堤防強化対策、高規格堤防事業等)、多目的ダム建設事業(ハッ場ダム) 水資源開発機構交付金(武蔵水路改築等)、砂防事業等 (2) 事業計画(目標水準: 治水安全度) ア 利根川 確率規模 1/200 イ 荒川 確率規模 1/100～1/200 (3) 事業効果 直轄河川の改修や多目的ダムの建設等により、治水安全度を高め、水害から県民生活を守る。						
2 事業主体及び負担区分 国・水資源機構				(4) 補正予算の概要 ア 直轄治水事業負担金: 国の内定による減額						
3 地方財政措置の状況 地方債措置あり 直轄事業負担金債(一般公共事業債) 充当率90%(通常分50% 財対分40%) 交付税措置 財対分50%										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 (1) 事業に係る人件費 9,500千円×0.1人=950千円 (2) 組織の新設、改廃及び増員 なし										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	補正後の 予算額
		県債								
決定額	1,135,823	1,136,000						177	9,022,595	
現計額	10,158,418	10,157,000						1,418		